

野田市手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和3年6月25日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第29号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の11中6の項を9の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 道路台帳図又は道路若しくは水路の境界確定図の写しの交付	1枚につき 300円
7 境界確定協議書の交付	1件につき 300円
8 道路幅員証明書の交付	1件につき 300円

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。